

さいたま市既存ブロック塀等改善事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による人的被害の防止及び避難経路の確保を図るため、道路等に面するブロック塀等の除却又は軽量フェンス等への建替えを行う者に対し、助成金を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 道路等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項及び第2項に規定する道路並びに公園、広場及び遊歩道で市長が認めるものをいう。ただし、私道にあつては、通り抜けができ、避難路としての機能を有するものとして市長が認めるものに限る。
- (2) ブロック塀等 補強コンクリートブロック塀、無筋コンクリートブロック塀、石積、レンガ積等の組積造の塀、万年塀等の組立式コンクリート塀その他これらに類する塀で、道路等に面するものをいう。
- (3) 軽量フェンス等 ネットフェンス、アルミ格子フェンス等の塀で、塀の頂部から基礎部分までの柱等が一体的に構成された軽量のものをいう。
- (4) 除却工事 次に掲げる工事をいう。
 - ア 道路等の地盤面からブロック塀等の頂部までの高さ（ブロック塀等の下の基礎又は擁壁を含む。以下同じ。）を80センチメートル以下の高さに除却する工事
 - イ ブロック塀等の下に高さ80センチメートルを超える鉄筋コンクリート造の擁壁又は宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第8条に規定する間知石練積み造その他の練積みの擁壁がある場合におけるブロック塀等の部分のみを除却する工事
- (5) 建替え工事 軽量フェンス等を新設する工事で、除却工事を伴うものをいう。

(助成対象事業)

第3条 助成金の交付の対象となる工事（以下「助成対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次に掲げる要件を満たすブロック塀等の除却工事又は建替え工事であること。
 - ア 道路等の地盤面からブロック塀等の頂部までの高さが80センチメートルを超えるもの
 - イ 別表第1に定める基準に適合しないもの
 - ウ 道路等の地盤面からブロック塀等の頂部までの高さがブロック塀等から道路等の境界線までの水平距離より高いもの
 - エ 国、地方公共団体その他公共団体からこの告示と同様の助成金等の交付を受けていないこと。
- (2) 法令その他市長が定める安全上の基準に適合すること。
- (3) ブロック塀等と一体の補強コンクリートブロック造の擁壁がある場合は、補強コンクリートブロック造の部分の高さを60センチメートル以下とし、かつ擁壁を含むブロック塀等の高さを80センチメートル以下とするものであること。
- (4) 建替え工事において、既存のブロック塀等の一部を再利用する場合は、再利用する部分は、鉄筋コンクリート造又はコンクリート造の基礎部分のみであること。
- (5) 軽量フェンス等の基礎の一部を新たに補強コンクリートブロック造とする場合は、補強コンクリートブロック造の部分の高さを60センチメートル以下とするものであること。

2 助成金の交付は、ブロック塀等の存する敷地につき1回のみとする。ただし、敷地が複数の道路等に面し、1つの道路等に面するブロック塀等の長さが25メートルを超える場合は、この限りでない。

（助成対象者）

第4条 助成金の交付の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 助成対象事業に係るブロック塀等が設置されている土地を所有する個人
- (2) 助成対象事業に係るブロック塀等が設置されている土地に存する建築物を所有する個人（当該建築物が建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第1条の規定に該当する建築物の場合にあっては、同法第3条の団体の代表者）

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が助成金の交付を受けることが適正であると認めるもの

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、次に掲げる額のいずれか低い額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1件につき30万円を上限とする。

(1) 助成対象事業に要する費用の合計額

(2) 別表第2に定める助成限度額単価にそれぞれの区分ごとの単位を乗じて計算した額に消費税相当額を加えた額の合計額

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成対象事業の契約締結の前に、既存ブロック塀等改善事業助成金交付申請書（様式第1号）に別表第3に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、30日以内に審査その他必要な調査を行い、助成金の交付の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の審査のため、申請者に必要な書類の提出又は調査への協力を求めることができる。

3 市長は、第1項の審査の結果、助成金の交付を決定したときは既存ブロック塀等改善事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により、助成金を交付しないことを決定したときは既存ブロック塀等改善事業助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

4 市長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

5 第3項の規定により助成金の交付決定の通知を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、当該通知を受けた後に助成対象事業の契約の締結をするものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条第3項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該

通知を受けた日から起算して30日以内に既存ブロック塀等改善事業助成金交付申請取下書（様式第4号）を市長に提出することにより、助成金の交付申請を取り下げることができる。

2 申請者は、前条第3項の規定による通知を受ける前に、既存ブロック塀等改善事業助成金交付申請取下書を市長に提出することにより、助成金の交付申請を取り下げることができる。

（事業の変更等）

第9条 助成事業者は、助成対象事業の内容を変更しようとするときは、遅滞なく既存ブロック塀等改善事業変更承認申請書（様式第5号）に別表第4に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更（当初の事業目的を変更しないものに限る。）で、助成金の額に変更を生じないものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに審査を行い、相当と認めるときは、既存ブロック塀等改善事業変更承認通知書（様式第6号）により助成事業者に通知するものとする。

3 助成事業者は、助成対象事業を中止しようとするときは、遅滞なく既存ブロック塀等改善事業中止承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、中止することがやむを得ないと認めるときは、その旨を既存ブロック塀等改善事業中止承認通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（完了報告）

第10条 助成事業者は、助成対象事業が完了したときは、当該助成対象事業が完了した日から30日を経過する日又は当該助成対象事業が完了した日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、既存ブロック塀等改善事業完了報告書（様式第9号）に別表第5に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（完了検査等）

第11条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、必要に応じて当該職員に現地において完了検査を実施させるものとする。

2 市長は、前項の完了検査の結果、必要があると認めるときは、助成事業者に対し、

助成対象事業を適切に行うために必要な措置を講じるよう指導することができる。

(助成金の額の確定)

第12条 市長は、第10条の報告書の提出があったときは、速やかに審査を行い、必要に応じて現地調査等を行った上で、助成対象事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の額を確定したときは、既存ブロック塀等改善事業助成金交付額確定通知書(様式第10号)により、助成事業者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第13条 助成事業者は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、助成対象事業の完了の日の属する年度の3月23日(その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)までに、既存ブロック塀等改善事業助成金交付請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に助成金が交付されているときは、市長は、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとする。

(1) この告示の規定に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付の決定又は交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により決定の全部又は一部を取り消したときは、助成事業者に対し、既存ブロック塀等改善事業助成金交付決定取消等通知書(様式第12号)により通知するものとする。

(検査等に対する協力)

第15条 助成事業者は、この告示による助成金の交付等に関し、市長が必要な検査、調査等をしようとするときは、これに協力しなければならない。

(書類の整備)

第16条 助成事業者は、助成対象事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿等の

書類を整備し、助成対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(維持管理)

第17条 助成金の交付を受けた者は、当該助成金に係る軽量フェンス等について、助成対象事業の完了の日から起算して5年間、助成対象事業の完了時の形態を変更することなく、維持管理を適正に行わなければならない。助成金の交付を受けた者から当該軽量フェンス等を譲渡された者も同様とする。

(消費税等仕入控除税額の取扱い)

第18条 助成金の額は、助成対象事業に要する費用から消費税等仕入控除税額（助成対象事業に要した費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除いて算出した額とする。

- 2 第6条の規定による申請をしようとする者は、当該助成対象事業に要した費用が消費税法の規定による仕入れに係る消費税額の控除を受けない場合は、消費税等仕入控除不適用申出書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申出をした場合で、消費税等仕入れ控除税額が明らかになったときは、速やかに当該額を市長に報告しなければならない。
- 4 市長は、消費税等仕入控除税額を明らかにするため、課税売上高等について、報告を求めることができる。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付した助成金に係る第14条から第17条までの規定は、同日後もなおその効力を

有する。

附 則

この告示中附則第2項の改正は公布の日から、その他の改正は令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補強コンクリートブロック塀の場合

安全性に関する項目		内 容
目視等で調査できる項目		
1	高さ	塀の高さが道路等の地盤面から2.2メートル以下である。
2	壁の厚さ	壁の厚さは10センチメートル以上（塀の高さが2メートルを超え、2.2メートル以下の場合は、15センチメートル以上）である。
3	控え壁（塀の高さが1.2メートルを超える場合）	塀の長さ3.4メートル以下ごとに、塀の高さの5分の1以上突出したものがあ
4	基礎	コンクリートの基礎がある。
5	塀の傾き及びひび割れ	塀に傾き及びひび割れがない。
6	ぐらつき	人の力でぐらつかない。
目視等で調査できない項目（1から6を全て満たし、凶面がある場合）		
7	鉄筋	塀の中に直径9ミリメートル以上の鉄筋が縦横とも80センチメートル間隔以下で配筋されている。
8	基礎の根入れ深さ（塀の高さが1.2メートルを超える場合）	基礎の丈は35センチメートル以上で、根入れ深さは30センチメートル以上である。

組積造（組立式コンクリート塀を含む。）の塀の場合

安全性に関する項目		内 容
目視等で調査できる項目		
1	高さ	塀の高さが道路等の地盤面から1.2メートル以下である。
2	壁の厚さ	各部分の壁の厚さが、各部分から壁頂部までの高さの10分の1以上ある。
3	控え壁	塀の長さ4メートル以下ごとに、壁の厚さの1.5倍以上突出したものがあ
4	基礎	基礎がある。
5	塀の傾き及びひび割れ	塀に傾き及びひび割れがない。
6	ぐらつき	人の力でぐらつかない。

備考 万年塀等の組立式コンクリート塀にあつては、項目5及び項目6のみとする。

別表第2（第5条関係）

助成対象項目		助成限度額単価（税抜）
除却工事（除去部分の見付け面積 1平方メートル当たり）	基礎撤去無	7,600円
	基礎撤去有	11,700円
建替え工事（フェンス等の設置長 さ1メートル当たり）	基礎再利用	26,700円
	基礎新設	36,400円

備考 助成対象経費には、消費税相当額を含む。

別表第3（第6条関係）

添付書類	備 考
承諾書兼委任状	ブロック塀等の所有者が複数の場合のみ
ブロック塀等の安全性 チェックリスト	安全性チェックリスト
現況写真	道路側、敷地側、隣地境界部分などを撮影したもの
図面等	(1) 除却工事における施工範囲を明示した概要図 (2) 建替え工事における軽量フェンス等の仕様書及び図面 (3) 建築基準法第42条第2項に規定する道路に面する場合には、道路中心線、現況幅員及び後退位置を(1)又は(2)の図に明示すること。
助成金額の算定書	助成対象事業に係る見積書
登記事項証明書等	土地又は建物の登記事項証明書、納税通知書、課税証明又は固定資産税状況調査同意書
見積書	申請日から6月以内のもの。写し可。
その他	法人登記事項証明書その他市長が必要と認める書類

別表第4（第9条関係）

添付書類	備 考
承諾書兼委任状	ブロック塀等の所有者が複数の場合のみ
変更に係る部分の図面	変更の内容に応じ必要な図面
助成金額の算定書	変更後の助成対象事業に係る見積書
変更に係る部分の見積書	申請日から6月以内のもの。写し可。
その他	市長が必要と認める書類

別表第5（第10条関係）

添付書類	備 考
写真等	(1) 除却工事又は建替え工事の施工の写真 (2) 建築基準法第42条第2項に規定する道路に面する場合は、ブロック塀等の位置が道路中心線から2メートル後退していることが分かる写真
工事契約書の写し	工事契約書又は注文書の写し
工事費の支払を証明する書類	領収書又は金融機関の振込証明の写し